

経営者にも退職金を。
ゆとりある老後を支える、安心の共済です。

小規模企業共済

制度のしおり



中小企業と地域振興を
もっとサポート

中小機構

目次

■ 小規模企業共済制度とは	1
■ 制度の特色	1
1 加入資格等	2
2 加入手続き	5
(1) 手続き窓口	
(2) 必要書類	
(3) 申込金	
(4) 契約成立後の流れ	
3 掛金	6
(1) 掛金月額	
(2) 納付方法	
(3) 前納・後納	
(4) 掛金月額の増額・減額	
(5) 掛止め	
(6) 税法上の取扱い	
4 共済金等の受取り	8
(1) 共済金等の額の算定方法	
(2) 共済金等の受取方法	
(3) 共済事由および基本共済金等の額	
(4) 分割共済金の額	
(5) 共済金等の税法上の取扱い	
5 掛金納付月数の通算	15
6 共済契約者貸付制度	17
(1) 貸付制度の概要と資格要件	
(2) 貸付条件	
(参考例)	
(1) 掛金の全額所得控除による節税額一覧表	21
(2) 共済金の計算例	22
(3) 解約手当金の計算例	23

小規模企業共済制度とは

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が個人事業主の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の解散、会社等の役員の疾病・負傷による退任をした場合等、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自らの拠出による共済制度を確立することによって、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的としています。

本共済制度に加入後6か月以上経過し、加入者に上記のような事態が生じた場合に、掛金の納付月数に応じて、共済金が支払われます。

制度の特色

1. 個人事業主の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の解散、会社等の役員の疾病・負傷による退任などの場合は、共済金を受け取れます。
受取りは、「一括受取り」、「分割受取り」または「一括受取りと分割受取りの併用」のいずれかの方法を選択できます。（「分割受取り」または「一括受取りと分割受取りの併用」を選択する場合には、一定の要件が必要です。）
2. 税法上、共済金は退職所得扱い（一括受取り）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。
3. 掛金月額は、毎月 1,000 円～7万円の範囲です。
全額が所得控除の対象となります。
4. 一定の資格を有する方は、納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付制度を利用できます。（担保・保証人は不要）
地震、台風、火災等の災害時にも、貸付けを受けられます。

1 加入資格等

本共済制度に加入できる方は、次のいずれかに該当する小規模企業者です。

- (1) 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- (2) 商業（卸売業・小売業）、サービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- (3) 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- (4) 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- (5) 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- (6) 上記(1)(2)に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

(注1) 共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意志決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員や臨時の従業員、共同経営者(2人まで)は含みません。

(注3) 加入後の地位の確認（ご契約者が共同経営者の場合）

3年毎に加入時から引き続き事業主の方と共に事業の経営に携わっていることを確認するため、機構から状況確認のための文書をお送りします。この通知を受領した場合は、「共同経営者の地位にあることの申告書」とともに、加入時に提示いただく書類（①事業主の方の確定申告書、②事業主の方との共同経営契約書、③次のいずれかの書類（社会保険の標準報酬月額通知、事業主の方の青色申告決算書、事業主の方の白色申告決算書（貸金台帳も確認）、貸金台帳、国民健康保険税・介護保険料簡易申告書等の業務の執行に対する報酬の支払い事実が確認できる書類）の写しの3点を機構に送付してください。

なお、ご契約者が共同経営者でなくなっている場合は、掛金納付月数の通算申出または共済金等の請求を行う必要があります。

加入資格のない方の例は次のとおりです。

- (1) 配偶者等の事業専従者（ただし、共同経営者の要件を満たしていれば共同経営者として加入できます。）
- (2) 協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）等の直接営利を目的としない法人の役員等
- (3) 給与所得者が、副業的にアパート・マンションなどを経営している場合
- (4) 会社等の役員とみなされる方（相談役、顧問その他実質的な経営者）であっても、商業登記簿謄本に役員登記されていない場合
- (5) 生命保険外務員等
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度」「建設業退職金共済制度」「清酒製造業退職金共済制度」「林業退職金共済制度」（以下「中退共等」）の被共済者である場合

小規模企業および中小企業で働く従業員の方を対象とした退職金制度として「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」、「清酒製造業退職金共済制度」および「林業退職金共済制度」があります。
この制度についての詳しいことは、下記へお問い合わせください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

TEL.03-3436-0151（代）

<http://www.taisyokukin.go.jp/>

- (注1) 2つ以上の事業を行っている事業主および共同経営者の方は「主たる事業の業種」で加入していただきます。
- (注2) 会社等の役員とは、次の方をいいます。
 - ①株式会社、有限会社の取締役または監査役の方
 - ②合名会社、合資会社、合同会社の業務執行社員の方（業務執行社員を定款で定めた場合、その定められた社員。）
- (注3) 共済契約締結後に加入資格がなかったことが判明した場合、加入資格を喪失した時点に遡って契約締結の取消を行い、払込金額を返還します。なお、返還された金額について、すでに所得控除を受けている場合は修正申告が必要となります。
- (注4) 中退共等の契約者となっている小規模企業者に該当する事業主は、中退共等の被共済者ではないため、通常の加入審査を経て、小規模企業共済に加入いただけます。

中小機構は、政府が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、暴力団等を始めとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進しています。この取組みの一環として「小規模企業共済」では、「加入の申込み」、「貸付金の借入申込み」および「掛金納付月数の通算申出」の際に、契約者ご本人等が反社会的勢力に該当しないこと、また、それに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことを申告していただきます。申告がない場合には加入および貸付けをお断りするほか、申告に反することが判明した場合には中小機構の判断により債務全額の弁済請求や契約の解除（取引解消）を行います。

詳しくは、中小機構ホームページをご覧ください。

中小機構では、今後も反社会的勢力との一切の関係遮断に努めて参りますので、何とぞご理解を賜われますようお願いいたします。

2 加入手続き

(1) 手続き窓口

本共済制度への加入手続きは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構（以下「機構」）と業務委託契約を結んでいる団体（以下「委託団体」（注1））または金融機関（以下「代理店」（注2））の窓口で行ってください。

（注1）委託団体：機構と業務委託契約を結んでいる商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、事業協同組合、青色申告会等

（注2）代理店：機構と業務委託契約を結んでいる銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫および農業協同組合の本支店

(2) 必要書類

委託団体または代理店の窓口にて備え付けてある、小規模企業共済契約申込書（様式④ 101）（以下「契約申込書」）および小規模企業共済掛金預金口座振替申出書（様式④ 201）（以下「掛金預金口座振替申出書」）に必要事項を記入し、押印してください。

（注）契約申込書および掛金預金口座振替申出書は、機構に直接送付しないでください。

(3) 申込金

加入手続きの際には、申込金（1か月分の掛金・現金）が必要です。この申込金は、共済契約が成立すると、第1回目（申込みをした月分）の掛金となります。（注）

（注）加入後2か月目以降の掛金を前納される方は、申込金のほか、前納掛金もあわせて加入時にお支払いください。

(4) 契約成立後の流れ

共済契約は、申込日が契約の成立日となります。また、契約成立後 40日程度で、以下の書類を送付します。

- ① 小規模企業共済手帳（注）
- ② 小規模企業共済制度加入者のしおり及び約款

（注）小規模企業共済手帳の中には、小規模企業共済契約締結証書、掛金月額変更申込書等が含まれています。

3 掛 金

(1) 掛金月額

掛金月額は、1,000円から7万円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

(2) 納付方法

毎月の掛金は、預金口座振替で納付となります。（振替日：毎月18日。18日が休日または休業日の場合は翌営業日。）掛金の振替請求は、加入申込みを行った翌々月から開始します。また、初回の預金口座への掛金振替請求は、加入申込みを行った月の翌月分と翌々月分の掛金の計2か月分となります。その後の掛金については、1か月分ずつ預金口座からの引き落としによる納付となります。

[掛金納付の例]

4月5日に掛金月額7万円で加入の申込みを行い、2回目以降の掛金を預金口座振替により納付する場合



(注) 掛金を12か月以上滞納すると、共済契約が解除されます。

上記の「毎月払い」のほかに、「半年払い」または「年払い」があります。(例えば、6月に加入の方は、毎年6月・12月が半年払いい月、6月が年払いい月となります。)

(3) 前納・後納

掛金は前納できます。前納すると、一定割合の前納減額金が受取れます。また、納付期限を過ぎた掛金を納付する際には、後納割増金が必要となります。

(4) 掛金月額を増額・減額

掛金月額の増額は、500円単位で、最高限度額（7万円）まで増額できます。一方、掛金月額の減額は、次のいずれかの理由により、掛金の納付の継続が困難であると認められた場合に限り、1,000円まで減額できます。

- ① 事業経営の著しい悪化
- ② 疾病または負傷
- ③ 危急の費用の支出
- ④ 売上げの減少、支出の増加等により事業経営の著しい悪化が見込まれるとき

(5) 掛止め

次のいずれかの理由により、掛金の納付を一定期間（6か月または12か月）停止できます。

- ① 所得がなく掛金の納付が著しく困難なとき
- ② 災害に遭遇し、または入院しているため掛金の納付が著しく困難なとき

なお、掛金の掛止めを行う場合は、次の点にご注意ください。

(注1) 掛止め期間は、共済金等の計算のための共済契約期間には入りません。

(例) 掛止め期間は、老齢給付を請求するために必要な共済契約期間（15年）には入りません。

(注2) 掛止め期間は、共済金等の退職所得控除額の計算のための共済契約期間には入りません。

(注3) 掛止め期間経過後に、掛止め期間中の掛金を納付できません。

(6) 税法上の取扱い

掛金（注）は税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。なお、掛金は、共済契約者ご自身の収入の中から納付していただきますので、事業上の損金または必要経費には算入できません。

(注) 所得控除の対象となる掛金は、その年に納付期限が到来し、実際に納付したものに限り
ます。

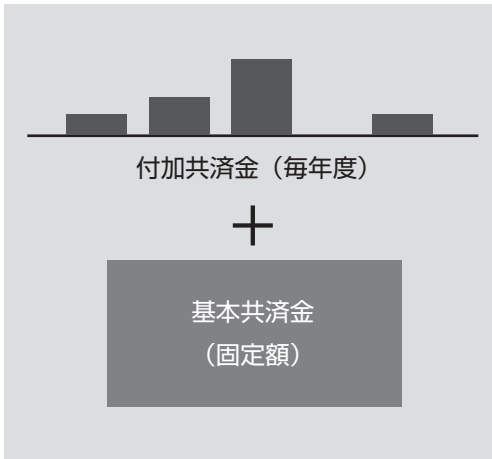
4 共済金等の受取り

(1) 共済金等の額の算定方法

$$\text{共済金等の額} = \text{基本共済金} + \text{付加共済金}$$

共済金または準共済金の額は、基本共済金と付加共済金の合計金額（「二階建て方式」）となります。

〈「二階建て方式」のイメージ図〉



- 付加共済金とは
毎年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が毎年度定める率により算定される金額です。
- 基本共済金とは
掛金月額、掛金納付月数に応じて、共済事由ごとに小規模企業共済法施行令（政令）の別表において規定される金額です。

（注）共済金請求時に、基本共済金と付加共済金の合計金額をまとめて受け取れます。

(2) 共済金等の受取方法

共済金等の受取方法には、「一括受取り」、「分割受取り」および「一括受取りと分割受取りの併用」の3種類があります。

① 「一括受取り」

共済金A、共済金B、準共済金、解約手当金のいずれの場合にもできる受取方法です。

② 「分割受取り」

共済金Aおよび共済金B（注）について、次の要件（ア）～（イ）のすべてを満たしている場合にできる受取方法です。

（ア）共済金の額（未返済の貸付金または未納掛金等があるときは共済金の額からこれらを控除した後の額）が300万円以上であること。

（イ）共済事由が生じた時点で満60歳以上であること。

③ 「一括受取りと分割受取りの併用」

共済金Aおよび共済金B（注）について、次の要件（ア）～（ウ）のすべてを満たしている場合にできる受取方法です。

（ア）共済金の額（未返済の貸付金または未納掛金等があるときは共済金の額からこれらを控除した後の額）が330万円以上であること。

（イ）分割でお受け取りいただく共済金の額が300万円以上で、かつ、一括でお受け取りいただく共済金の額が30万円以上であること。

（ウ）共済事由が生じた時点で満60歳以上であること。

（注）いずれの場合も共済契約者死亡による請求を除きます。

〈分割受取りによる共済金の受取内容〉

「分割受取り」による共済金の受取内容は次のとおりです。

- ① 受取時期：毎年2月、5月、8月および11月の3か月ごとに年4回
- ② 受取期間：10年または15年（いずれかを選択できます）
- ③ 分割共済金の額（1回当たりの額）：

共済金の額（分割対象額）に次の率を乗じて得た額が毎回の分割共済金額になります。なお、分割共済金の受取時点で定められた分割支給率は、受取期間中変わりません。

○受取期間が10年の場合

分割共済金の額

$$= \text{共済金の額} \times \text{分割支給率}(0.0263 + \text{経済産業大臣の定める率})$$

○受取期間が15年の場合

分割共済金の額

$$= \text{共済金の額} \times \text{分割支給率}(0.0180 + \text{経済産業大臣の定める率})$$

※分割支給率は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合
には、変更されることがあります。

- ④ 繰上受取り：分割共済金は、分割受取りで共済金を受給されている方が死亡した場合はその相続人が、また、重度障害その他特別の事情が生じ、本人から請求があった場合は本人が、受取期日が未到来の分割共済金を一括して繰上げて受け取れます。（なお、繰上げて受け取る額はその時点の価額に割り戻した額となります。）

(3) 共済事由および基本共済金等の額 [共済金等の税法上の

共済事由 地位	A 共済事由	B 共済事由
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人事業の廃止 (注) 配偶者、子へ事業を全部譲渡した場合を除きます。 ◎個人事業主の死亡 	◎老齢給付 (65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> ◎会社等の解散 (注) 組織変更により会社を解散した場合を除きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎会社等役員の疾病又は負傷による退任 ◎会社等役員の死亡 ◎老齢給付 (65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> ◎個人事業主の全ての事業の廃止に伴う共同経営者の退任 ◎共済契約者の死亡 ◎共同経営者の疾病又は負傷による退任 	◎老齢給付 (65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)

掛金月額 1 万円の場合

掛金 納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B
5 年	600,000 円	621,400 円	614,600 円
10 年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円
15 年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円
20 年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円
30 年	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円

取扱いについては次項（５）を参照して下さい。]

準共済事由	解約事由
<p>◎個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡</p> <p>◎個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった</p> <p>◎個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した（役員たる小規模企業者となったときを除く。）</p> <p>平成 23 年 1 月以降加入（平成 23 年 1 月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした場合を含みます）した方で法人成りした場合</p> <p>◎制度への加入が平成 23 年 1 月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任しなかった</p> <p>◎制度への加入が平成 23 年 1 月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員に就任した（役員たる小規模企業者となったときを除く。）</p>	<p>◎任意解約</p> <p>◎ 12 か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除</p> <p>◎個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員たる小規模企業者となった</p> <p>◎共済金の不正受給</p> <p>平成 23 年 1 月以降加入（平成 23 年 1 月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした場合を含みます）した方で法人成りした場合</p> <p>◎制度への加入が平成 23 年 1 月以降で、加入後法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった</p>
<p>◎会社等役員の退任（疾病・負傷・死亡・解散を除く）</p>	<p>◎任意解約</p> <p>◎ 12 か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除</p> <p>◎共済金の不正受給</p>
<p>◎個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業の全部譲渡（共同経営者の地位の譲渡）</p> <p>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった</p> <p>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した（役員たる小規模企業者となったときを除く。）</p>	<p>◎任意解約</p> <p>◎ 12 か月以上の掛金滞納のため、機構による共済契約の解除</p> <p>◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった</p> <p>◎共同経営者の退任による解約</p> <p>◎共済金の不正受給</p>

準共済金	解約手当金
600,000 円	<p>●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の 80% ～ 120% 相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、<u>240 か月（20 年）未満</u>の場合は、掛金合計額を下回ります。</p>
1,200,000 円	
1,800,000 円	
2,419,500 円	
3,832,740 円	

(注) 1. 「予定利率」及び給付水準の体系

- ①本制度では、お受け取りいただく共済金や解約手当金の額を、小規模企業共済法に基づき同法施行令（政令）の別表により定めております。
- ②本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。
- ③本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。
- ④共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたとき等にお受け取りいただく共済金の額を高めを設定し、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。

2. 基本共済金及び付加共済金

- ①このしおりに掲載されている共済金額及び準共済金額は、小規模企業共済法に基づき同法施行令（政令）で定められた「基本共済金」の額です。
- ②「基本共済金」の他に「付加共済金」が算定されている場合は、その額が加算されます。「付加共済金」とは、法令の規定により、毎事業年度の運用収入等に応じて経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されておりますが、平成22年度まではゼロとなっています。

3. 「予定利率」の変遷等

- ①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見通し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行われています。

【これまでの変更状況】	平成 8年4月～	それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更
	平成 12年4月～	それまでの「4.0%」から「2.5%」に変更
	平成 16年4月～	それまでの「2.5%」から「1.0%」に変更

また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、同様の検討がなされ、今後も変更されることがあります。

- ②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいてから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。
- ③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、同法施行令（政令）で規定されることとなりました。

4. 共済金A・B

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります。）
- ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。
- ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④共済金Bの額は、掛金を予定利率と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

5. 準共済金

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。（12か月未満は、掛け捨てとなります。）
- ②掛金納付月数が222か月（18年6か月）までは掛金合計額、223か月（18年7か月）以降は共済金Bの91%相当額となります。

6. 解約手当金

- ①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。（12か月未満は、掛け捨てとなります。）
- ②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。

※共済金A・共済金B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額、契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

(4) 分割共済金の額

共済金の額 (分割対象額)	10年分割受取りの場合	
	3か月ごとに (月額換算では)	受取総額
3,000,000 円	78,900 円 (26,300 円)	3,156,000 円
5,000,000 円	131,500 円 (43,833 円)	5,260,000 円
10,000,000 円	263,000 円 (87,666 円)	10,520,000 円
15,000,000 円	394,500 円 (131,500 円)	15,780,000 円
30,000,000 円	789,000 円 (263,000 円)	31,560,000 円

共済金の額 (分割対象額)	15年分割受取りの場合	
	3か月ごとに (月額換算では)	受取総額
3,000,000 円	54,000 円 (18,000 円)	3,240,000 円
5,000,000 円	90,000 円 (30,000 円)	5,400,000 円
10,000,000 円	180,000 円 (60,000 円)	10,800,000 円
15,000,000 円	270,000 円 (90,000 円)	16,200,000 円
30,000,000 円	540,000 円 (180,000 円)	32,400,000 円

(注1) 上記の共済金の全部または一部を分割してお受け取りいただく場合の1回あたりの分割共済金の額は、共済金の額に10年分割の場合は0.0263、15年分割の場合は0.0180の分割支給率を乗じて算定しています。

(注2) 分割共済金の受取時点で定められた分割支給率は、受取期間中変わりません。

(5) 共済金等の税法上の取扱い

お受け取りいただく共済金等は、税法上次のように取扱われます。

一括受取り共済金 (死亡以外によるもの) : 退職所得扱い

// (死亡によるもの) : 死亡退職金扱い (相続税)

分割共済金 : 公的年金等の雑所得扱い

準共済金 : 退職所得扱い

解約手当金

- 任意解約 : 一時所得扱い (ただし、解除日において満65歳以上の場合は退職所得扱い)
- 12か月以上の掛金滞納による機構解約 : 一時所得扱い
- 法人成りに伴う解約手当金 : 退職所得扱い
- 共同経営者の退任による解約 : 一時所得扱い (ただし、退任日において満65歳以上の場合は退職所得扱い)

(注) ●退職所得扱いの場合は機構にて源泉徴収します。

●分割共済金における公的年金等の雑所得扱いとは、その年中にお受け取りいただいた分割共済金にそのほかの公的年金等の額を加えた額から公的年金等控除の額を差し引いた額が課税対象となります。

5 掛金納付月数の通算

共済金等の請求事由が生じても、次のいずれかに該当する場合、共済金等の支給を受けず、所定の手続きを行うことにより、今までの掛金納付月数を通算して共済契約を続けられます。ただし、申出期間は共済金等の請求事由が生じてから1年以内です。また、通算申出人は小規模企業者である場合に限り、なお、中小企業退職金共済制度（特定業種退職金共済制度を含む）の被共済者は通算できません。

〔同一人通算〕（旧共済契約者と通算申出人は同一人です。）

- ① 個人事業主の地位で加入されている方が、事業を廃止、法人成りまたは事業の全部譲渡
- ② 会社等の役員の地位で加入されている方が、会社の解散または役員を退任
- ③ 共同経営者の地位で加入されている方が、同一の事業を営む個人事業主の事業の廃止・法人成り・全部譲渡、または共同経営者本人の疾病・負傷により、共同経営者を退任
- ④ 共同経営者の地位で加入されている方が、同一の事業を営む個人事業主の配偶者または子への事業譲渡あるいは相続により、共同経営者の地位を配偶者または子へ譲渡

上記①～④のいずれかに該当し、かつ、下記のいずれかの場合

- (ア) 新たに個人事業を始めた場合
- (イ) 会社等の役員に就任した場合
- (ウ) 新たに個人事業の共同経営者に就任した場合

(注) 共同経営者の地位で加入されている方は、独立開業、のれん分け、自己都合により共同経営者を辞めた場合などは、任意解約扱いとなります。この場合、小規模企業者であっても同一人通算の手続きを行うことができず、共済契約を継続できません。特に独立して開業を目指している方は十分ご注意ください。

〔承継通算〕（旧共済契約者の配偶者または子に限り1回のみ通算することができます。）

- ① 個人事業の全部を譲り受けた場合
- ② 個人事業主の死亡により、その事業の全部を相続した場合
- ③ 個人事業主が配偶者または子へ事業を全部譲渡あるいは相続したことに伴い、共同経営者の地位を配偶者または子へ譲渡した場合
- ④ 共同経営者の死亡により、その地位を相続した場合

（※承継通算は課税対象となりますので、詳細はお近くの税務署におたずねください。）

なお、通算の手続きは、通算申出書兼契約申込書（同一人通算の場合は様式④ 141、承継通算の場合は様式④ 144）に必要事項を記入し、それぞれの事由に応じた必要書類を添えて、委託団体または代理店に提出し確認印を受けただうえで、直接機構に送付してください。

6 共済契約者貸付制度

契約者の方が納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます。

(1) 貸付制度の概要と資格要件

貸付種類	内容および特色	貸付資格要件	
(1) 一般貸付	簡易迅速に事業資金または事業に関連する資金を貸付ける制度 ※貸付資格判定時期	①加入後、貸付資格判定時（4月末日および10月末日）までに、12か月以上の掛金を納付していること。 ただし、前納掛金は含みません。 ②掛金の納付月数に応じて算定される貸付限度額が、貸付資格判定時において10万円以上に達していること。	
	借入申込期間		貸付限度額の算定基準日
	4.1～9.30		前年10月末日
	10.1～3.31		当年4月末日
(2) 傷病災害時貸付け	疾病または負傷により一定期間入院をしたため、または災害救助法の適用された災害等または一般災害（火災、落雷、台風、暴風雨等）により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度	一般貸付けの資格を取得している共済契約者で、次のいずれかに該当している方。 ①疾病または負傷の場合は、5日以上入院（退院後の通院を含め5日間）したことについて証明を受けていること。 ②災害救助法が適用された災害またはこれに準ずる災害として機構が認める災害の場合は、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他相当の団体から資格要件について証明を受けていること。 ③一般災害の場合は、罹災について市町村・消防署等から罹災証明を受けていること。	
(3) 創業転業時・新規事業展開等貸付け	(創業転業時) 掛金納付月数通算制度の利用により、新規開業・転業後に共済契約を再び締結する意思を有する者に対して、新規開業・転業を行う場合に必要資金を貸付ける制度 (新規事業展開等) 共済契約者の事業多角化に要する資金および共済契約者の	一般貸付けの資格を取得している共済契約者で、創業転業時の場合には次に該当する確認を、新規事業展開等の場合には次のいずれかに該当する確認を、市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会のいずれかの団体から受けた方。 (創業転業時) ①共済事由または準共済事由が生じていること、または生じることが確実と認められること。 ②新規開業・転業を行う意思を持っていること。 ③新規開業・転業後も小規模企業者であること。 ④共済金等を請求せずに、新規開業・転業後に再び共済契約者となり、前後の共済契約について掛金納付月数を通算すること。 (新規事業展開等) ①現在の事業に加え、新たな事業分野に進出する意思を持っていること。	

貸付種類	内容および特色	貸付資格要件
	後継者が新規開業に要する資金または事業多角化に要する資金を共済契約者に貸付ける制度	<p>②共済契約者（会社等の役員の場合を除きます。）の後継者が、新たに事業を開始する意思を持っていること。</p> <p>③後継者が現在の事業に加え、新たな事業の分野に進出する意思を持っていること。</p>
(4) 福祉対応貸付け	共済契約者または同居する親族の福祉向上のために必要な住宅改造資金、福祉機器購入等の資金を共済契約者に貸付ける制度	<p>一般貸付けの資格を取得している共済契約者で、次に該当する方。</p> <p>①共済契約者または同居の親族が高齢者（65歳以上）または身体障害者であること。</p> <p>②高齢者または身体障害者の身体機能の低下に対応するための住居または事業所の改築等または福祉機器等の購入計画を持っていること。</p>
(5) 緊急経営安定貸付け	経済環境の変化等に起因した一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度	<p>一般貸付けの資格を取得している共済契約者で、次のいずれかに該当する確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会その他相当の団体から受けた方。</p> <p>①最近3か月間または6か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p> <p>②最近3か月間または6か月間の売上高が2年前または3年前の同期に比して5%以上減少しており、かつ、前年同期に比して減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。</p> <p>③機構が認める要因の影響を受け、1か月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれること。</p>
(6) 事業承継貸付け	事業承継に要する資金を貸付ける制度	<p>一般貸付けの資格を取得している共済契約者で、事業を承継したことまたは承継する意思を持っていることの確認を市町村の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会その他相当の団体から受けた方。</p>

(2) 貸付条件 各貸付けの条件は次のとおりです。

	一般貸付け	傷病災害時貸付け	創業転業時・新規事業展開等貸付け
(1) 貸付限度額	掛金の範囲内です。(掛金納付月数により、掛金の7割～9割となります)		
貸付額 (上限)	1,000 万円	原則 1,000 万円	1,000 万円
貸付額 (下限)	10 万円以上	50 万円以上	50 万円以上
あわせ貸しの場合	複数の種類の契約者貸付けをあわせて借りる場合は、1,500 万円が上限となります。		
(2) 貸付金の用途	事業資金 (運転・設備) 事業関連資金	事業資金 (運転・設備)	事業資金 (運転・設備) 事業関連資金
(3) 貸付期間	①貸付額 100 万円以下 6か月または 12 か月 ②貸付額 105 ～ 300 万円 6か月、12 か月 または 24 か月 ③貸付額 305 ～ 500 万円 6か月、12 か月、24 か月 または 36 か月 ④貸付額 505 万円以上 6か月、12 か月、24 か月、 36 か月または 60 か月	①貸付額 500 万円以下 36 か月 (3年) ②貸付額 505 万円以上 60 か月 (5年)	①貸付額 500 万円以下 36 か月 (3年) ②貸付額 505 万円以上 60 か月 (5年)
(4) 償還方法	①貸付期間が6か月と12か月は、期限一括償還 ②貸付期間が24か月、36か月および60か月は、6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還	6か月ごとの元金均等割賦償還
(5) 利率	1.5% (平成 16 年 4 月 1 日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)	0.9% (平成 16 年 4 月 1 日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)	0.9% (平成 16 年 4 月 1 日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)
(6) 利子支払方法	①期限一括償還 貸付時一括前払い ②割賦償還 貸付時および償還時に 6か月分前払い	貸付時および償還時に 6か月分前払い	貸付時および償還時に 6か月分前払い
(7) 延滞利子	年 14.6%	年 14.6%	年 14.6%
(8) 担保・保証人	不 要	不 要	不 要
(9) 申込受付期間	代理店の営業日に 随時受付	傷病／入院した日から 6か月以内 災害／災害が発生した日 から6か月以内	創業転業時／事由発生日から 1年以内または事由発生予告 日前6か月から 新規事業展開等／事業多角化 または新規事業開始等予定日 前6か月から
(10) 借入窓口	登録した代理店 (登録申出がない場合は商工組合中央金庫の本店または支店)	商工組合中央金庫の 本店または支店	商工組合中央金庫の 本店または支店

(注1) 貸付利率について

最新の貸付利率は、機構ホームページ (<http://www.smrj.go.jp/skyosai/rate/>) をご参照ください。

	福祉対応貸付け	緊急経営安定貸付け	事業承継貸付け
(1) 貸付限度額	掛金の範囲内です。(掛金納付月数により、掛金の7割～9割となります)		
貸付額(上限)	1,000万円	1,000万円	1,000万円
貸付額(下限)	50万円以上	50万円以上	50万円以上
あわせ貸しの場合	複数の種類の契約者貸付けをあわせて借りる場合は、1,500万円が上限となります。		
(2) 貸付金の用途	福祉資金	事業資金(運転・設備)	事業資金(運転・設備)
(3) 貸付期間	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)	①貸付額500万円以下 36か月(3年) ②貸付額505万円以上 60か月(5年)
(4) 償還方法	6か月ごとの 元金均等割賦償還	6か月ごとの 元金均等割賦償還	6か月ごとの 元金均等割賦償還
(5) 利率	0.9% (平成16年4月1日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)	0.9% (平成16年4月1日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)	0.9% (平成23年4月1日以降) (金利情勢等を踏まえて設定)
(6) 利子支払方法	貸付時および償還時に 6か月分前払い	貸付時および償還時に 6か月分前払い	貸付時および償還時に 6か月分前払い
(7) 延滞利子	年14.6%	年14.6%	年14.6%
(8) 担保・保証人	不要	不要	不要
(9) 申込受付期間	改築等または購入予定日前 6か月から	売上高が減少した最近3か 月間または6か月間として 算定された最終月の翌月か ら3か月以内	事業承継日から1年以内または 事業承継予定日の1年前から
(10) 借入窓口	商工組合中央金庫の 本店または支店	商工組合中央金庫の 本店または支店	商工組合中央金庫の 本店または支店

(注2) 傷病災害時貸付けの貸付限度額

共済契約者(会社等の役員であるときは、その会社等)が前年度確定申告書に添付した決算書に基づき次の計算を行って得た額が1,000万円を超えるときは、この計算を行って得た額。

[計算式] (流動負債 - 当座資産) + 1/2 (給与 + 賃金 + その他の経費)

参考例

(1) 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 10,000円	掛金月額 30,000円	掛金月額 50,000円	掛金月額 70,000円
200万円	102,500円	204,000円	20,500円	56,500円	92,500円	128,500円
400万円	372,500円	404,000円	36,000円	108,000円	180,000円	238,000円
600万円	772,500円	604,000円	36,000円	108,000円	180,000円	252,000円
800万円	1,204,000円	804,000円	39,600円	118,800円	198,000円	277,200円
1,000万円	1,764,000円	1,004,000円	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

(注1) 課税される所得金額とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

なお、課税される所得金額は、所得税、住民税それぞれで控除額が異なるため、実際には同一になりませんが、本表は課税される所得金額を同一として、加入後の節税額を目安として表記しておりますのでご注意ください。

(注2) 税額は、平成24年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。

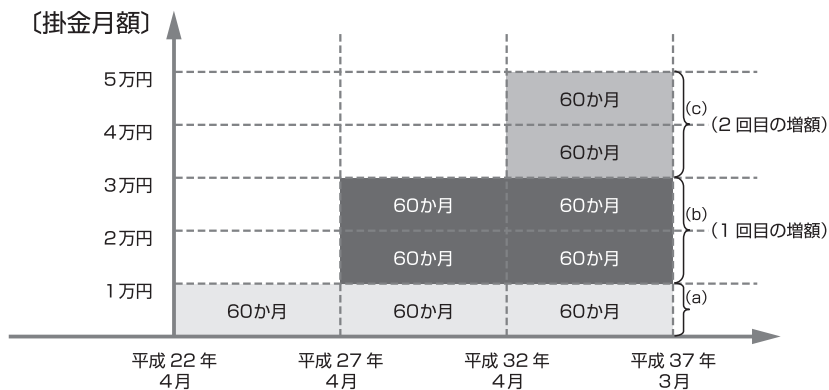
(注3) 節税額の計算については、機構のホームページの加入シミュレーションをご活用ください。

(<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html>)

(2) 共済金の計算例

平成 22 年 4 月に掛金月額 1 万円で加入した共済契約者が、平成 27 年 4 月に掛金月額を 2 万円増額し、その後平成 32 年 4 月に 2 万円増額した後、平成 37 年 3 月に個人事業を廃止した場合の基本共済金の額は、次のとおりです。

(ただし、付加共済金は除きます。)



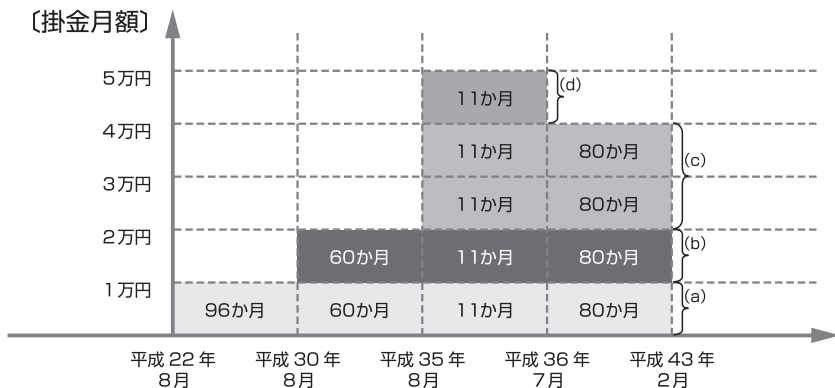
[計算]

掛金区分			共済金 A
掛金月額	掛金納付月数	掛金納付合計額	掛金区分ごとの基本共済金
(a) 10,000円	180か月	1,800,000円	① 2,011,000円
(b) 20,000円	120か月	2,400,000円	② 2,581,200円
(c) 20,000円	60か月	1,200,000円	③ 1,242,800円
合 計			①+②+③=5,835,000円

(注) 上表の①～③の基本共済金の額は、小規模企業共済法施行令の別表により算定した金額です。

(3) 解約手当金の計算例

平成 22 年 8 月に掛金月額 1 万円で加入した共済契約者が、平成 30 年 8 月に掛金月額を 1 万円増額し、その後、平成 35 年 8 月に掛金月額を更に 3 万円増額し、その後、平成 36 年 7 月に掛金月額を 1 万円減額し、平成 43 年 2 月に任意解約した場合の解約手当金の額は次のとおりです。



[計算]

掛金区分			掛金区分に係る 掛金納付月数に 対する支給割合	解約手当金額
掛金月額	掛金納付月数	掛金納付合計額		
(a) 10,000円	247か月	2,470,000円	100.25%	① 2,476,175円
(b) 10,000円	151か月	1,510,000円	88.75%	② 1,340,125円
(c) 20,000円	91か月	1,820,000円	81.25%	③ 1,478,750円
(d) 10,000円	11か月	110,000円	80.00%	④ 88,000円
合 計				①+②+③+④ =5,383,050円

加入の申込手続きは、次のとおりです。

1. 加入取扱い窓口

機構の業務を取扱っている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合、青色申告会等の委託団体または銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の金融機関です。

2. 手続き方法

加入申込みの手続きは、委託団体または金融機関の窓口に備え付けてある契約申込書および掛金預金口座振替申出書に必要事項を記入、押印し、申込金（現金で納付、第1回目の掛金に充当）を添えて申し出てください。契約申込書は、機構に直接送付しないでください。

3. 掛金月額

1,000円から500円単位で最高7万円までとなっており、自由に設定できます。

4. 払込方法

「毎月払い」、「半年払い」、「年払い」から選択できます。「半年払い」または「年払い」を希望される方は、申込みの際に申込金のほかにそれぞれ5か月分・11か月分の掛金を納付していただきます。

(たとえば、6月に加入の方は、毎年6月が年払い月、6月・12月が半年払い月となります。)

お問い合わせと加入のお申込み先

本制度の内容についてのお問い合わせと加入のお申込みは、中小機構と業務委託契約を結んでいる次のところをお願いいたします。

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

ホームページのご案内

中小機構のホームページでは、「よくあるご質問」や「手続きの流れ」などをわかりやすくご紹介しております。加入シミュレーションもございますので、ご覧ください。 <http://www.smrj.go.jp/skyosai>

小規模共済

検索



窓口電話のご案内

共済相談室

050-5541-7171

受付時間：平日 9：00～19：00 土曜 10：00～15：00



● 中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル